

## 学校法人聖泉学園役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人聖泉学園役員等の報酬について定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程において、役員とは、寄附行為の定めにより選任された次の者をいう。

(1) 常勤の理事、監事（職務理事等兼任理事を除く、以下「常勤役員」という。）

(2) 非常勤の理事、監事（以下「非常勤役員」という。）

(役員報酬)

第3条 役員報酬とは、報酬、特別手当、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬には、学校法人聖泉学園職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）に基づくものは含まない。

2 常勤役員には別表第1に定める額の範囲内で、役員ごとに算出した額の報酬を支給する。

3 常勤役員には、職員給与規程に定める職員の期末手当・勤勉手当の支給基準に準じて特別手当を支給することができる。

4 非常勤役員には、役員の種類により、別表第2に定める額の報酬を支給する。

(評議員報酬)

第4条 評議員（この法人の常勤の職員である者を除く。）には別表第3に定める額の報酬を支給する。

(退職慰労金の支給)

第5条 役員が退任したときは、退職慰労金を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第6条 常勤の役員に対する報酬の支給の時期は、次の各号による報酬の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月25日（ただし、支給日が銀行法で定める休日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）

2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 前項の規定にかかわらず、本学が必要と認めた場合は、本学所定の場所にて現金により支給することができる。

5 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会において行う。

付則

この規程は、平成4年12月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

付則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成15年2月23日から施行する。

付則

この規程は、平成15年12月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

付則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成21年3月22日から施行する。

付則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付則

この規程は、令和元年12月25日から施行する。

別表第1（第3条第2項関係）常勤役員の報酬額

| 区 分 | 報 酬 額        |
|-----|--------------|
| 1   | 月額 520,000 円 |
| 2   | 月額 580,000 円 |
| 3   | 月額 640,000 円 |

注1 理事長は区分3とする。ただし、教職員から引き続き理事長の職に就いた者の報酬額にあつては、職員給与規程に基づき算出した額とする。

注2 常勤の役員（理事長を除く。）に給与が支給されるときは、その額を控除した額を役員の報酬額とする。

別表第2（第3条第4項関係）非常勤役員の報酬額

| 区 分       | 報 酬 額                                        |
|-----------|----------------------------------------------|
| 1 理 事 長   | 勤務1回につき 50,000円                              |
| 2 副 理 事 長 | 勤務1回につき 30,000円                              |
| 3 理 事     | 勤務1回につき 20,000円                              |
| 4 監 事     | 年額 120,000 円<br>理事会・評議員会の<br>陪席1回につき 10,000円 |

別表第3（第4条関係）評議員の報酬額

| 区 分     | 報 酬 額           |
|---------|-----------------|
| 1 評 議 員 | 勤務1回につき 10,000円 |